

議案第二〇号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を別紙のよう改正するものとする

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長

坂出 雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄



三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例（昭和二八年条例第一八号）の一部を次のように改正する。
 第二条及び第七条の規定による別表第一、第二を次のように改める。

別表第一

区分	給料月額
町長	七五、〇〇〇円以内
助役	五五、〇〇〇円以内
収入役	四五、〇〇〇円以内
固定資産 評価員	四三、〇〇〇円以内

別表第二

区分	鉄道賃	船賃	車馬賃 （一料につき）	日当 （一日につき）	宿泊料 （一夜につき）	食卓料 （一夜につき）
町長	二等運賃	上級運賃	六円	三〇〇円	一五〇〇円	三〇〇円
助役	〃	〃	六	二八〇	一四〇〇	三〇〇
収入役	〃	〃	六	二八〇	一四〇〇	三〇〇
固定資産 評価員	〃	〃	六	二六〇	一三〇〇	三〇〇

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十七年十月一日より適用する。
但し別表第二の旅費については昭和三十八年四月一日より適用する。